

特定非営利活動法人ナガサキリハビリテーションネットワーク 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ナガサキリハビリテーションネットワーク（以下、「当法人」という。）が、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当財団の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(当財団の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用にあたっては、情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧またはコピー（以下、「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当財団は、法令の規定に基づき情報の公開を行うほか、この規程及び個人情報管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備え置きまたはインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公表)

第5条 当財団は、法令の規定に従い理事、監事に対する報酬を支払う際は支給基準について公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法により行うものとする。

(書類の備置き等)

第6条 当財団は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 当財団は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対しては、この限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき、閲覧等の対象となる書類の閲覧場所は、事務局長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、当法人の休日以外の日とし、書

類の閲覧等が可能な時間は、9時から17時までとする。ただし、当法人は正当な理由があるときは、閲覧などの日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める受付簿に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧申請者が適正に閲覧受付簿に必要事項を記入した場合は、申請された書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等申請者からコピーの交付を求められた場合は、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第9条 当財団は、第6条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第11条 当財団の情報公開に関する事務の所管部署は、事務局とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は理事会の議決による。

別表

情報公開の対象書類
定款、規程等に関する文書
事業計画書
収支予算書
事業報告書
貸借対照表及び損益計算書
財産目録
理事会議事録
評議員会議事録